

# 育児に関する特別休暇



もうすぐ子どもが生まれるので、休暇を取得したいのですが…  
どんな休暇がありますか？



取得したい期間によりますが、下のフローチャート  
を参考にしてください！

2週間以上休暇を希望しますか？

YES

## 出生時育児休業

- ・4週間（28日）取得可能
- ・2回に分割して取得可能
- ・育児休業とは別に取得可能

## 育児休業

- ・3歳まで3回申出可能  
(非常勤職員等は2歳まで)

妻（配偶者）が出産のために入院する日から出産後2週間以内に休暇を取得しますか？

NO

YES

## 配偶者出産休暇：2日

入退院の付き添いや出産の立ち会い時

妻（配偶者）の出産予定日の8週間前から産後8週間以内に取得を希望しますか？

NO

YES

## 育児参加休暇：5日

入退院の付き添いや出産の立ち会い時

子どもが3歳未満ですか？

NO

YES

## 子の養育休暇：5日

入退院の付き添いや出産の立ち会い時

義務教育終了前の子がおり、学校等の行事がありますか？

NO

YES

## 行事参加休暇：3日（1人につき）

入学園式・卒業園式・運動会・懇談会  
授業保育参観・学芸会など

子、配偶者、父母等同居の親族が負傷又は疾病により看護が必要ですか？

NO

YES

## 看護等休暇：7日

（中学校就学の始期までの子が2人以上いるならば10日）  
家族の看護が必要時や子の学級閉鎖、  
入学園式・卒業園式など

年次休暇を取得しましょう！

## 育児短時間勤務

子が小学校入学前まで、勤務時間を変更すること  
ができる

## 育児時間

子が小学校3年の終期を  
経過するまで、勤務時間  
を短縮することができる

## ●特別休暇に関する問い合わせ先等

男女共同参画委員会・人事労務課

Tel : 0566-26-2123

Mail : sankaku@m.auecc.aichi-edu.ac.jp

## ●以下のサイトもご活用ください。

ワークライフバランス支援サイト

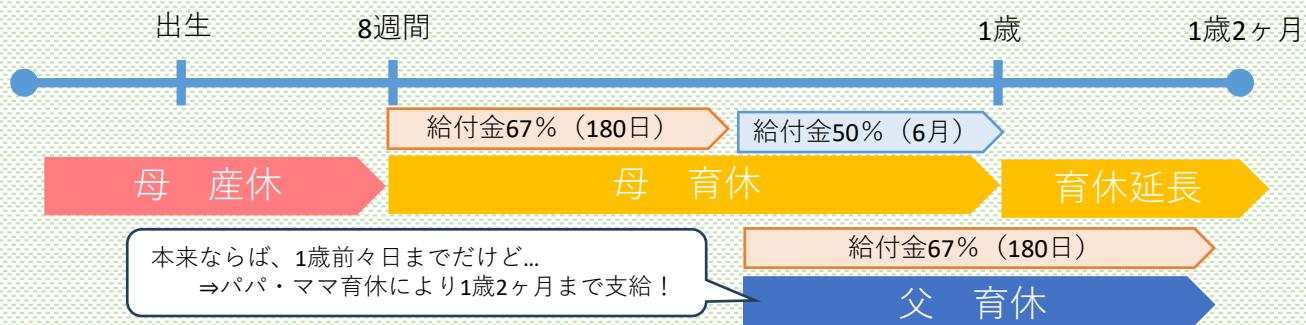
URL : <https://www.aichi-edu.ac.jp/sankaku/>



# パパ・ママ育休で育児休業を取得してみよう

育児休業手当金は通常1歳前々日までですが、以下の要件を満たし、父母ともに育児休業を取得した場合、1歳2ヶ月前々日まで支給されます。

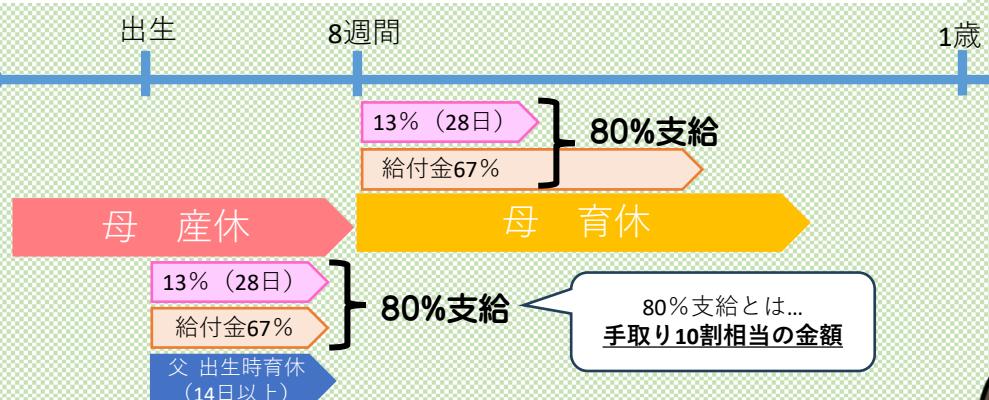
- ①配偶者が子が1歳の前日までに育児休業を取得していること
- ②本人の育児休業開始予定日が、子の1歳の誕生日以前であること
- ③本人の育児休業開始予定日は、配偶者がしている育児休業の初日以降であること



こちらの場合は、パパ・ママ育休取得しても（1歳2ヶ月）まで支給されません



長期の育児休業は取れないけど、短期間でもいいから育児休業を取りたい！  
でも収入は減らしたくない…



男性が出生後8週間に内に14日以上の育児休業を取得した場合、「出生後休業支援給付金」が支給されますよ！育児休業手当金と合わせると、職場の給与（手取り）とほぼ同じ金額になります！  
配偶者（女性）が専業主婦の場合も適用されます。

